

文書館ニュース

20 号
山口県文書館

次なる飛躍への胎動

館長 宮本幹雄



当館は昭和六十四年十月に開館三十周年を迎えることとなる。この節目に一層の充実と、次なる飛躍を期すべきであろう、その胎動は既に始まっているのではなからうか。これからの数年がいわゆる「人事を尽す」正にその大事な歳月であろう。

さてひとまず昨年を振り返りたい。三月中旬には既報のとおり英国学士院会員、文学博士サークス女史（農業経済史専攻）が来館さ

次なる飛躍への胎動	宮本幹雄	1
国会での文書館をめぐる論議		2
赤煉瓦の文書館開館	宮本幹雄	8
文書館運動の新しい波	広田暢久	9
写真メモ・1985年		10
お知らせ・ご案内		12

れた。次いで七月二十日には中国山東省から蔣英炬同省考古学会副理事長、劉谷博物館学会副理事長、揚正旗同理事、高錫隆人民政府副処長ほか随員の方々がご視察され、また十月二日には参議員文教委員会「教育文化及び学術に関する調査班」の参議院議員杉山令肇理事長、同吉川春子理事、同仲川幸男委員、同高木健太郎委員ほか随行数名の方々がご視察された。いずれの場合も予定時間を超過した熱のこもったご視察であった。このほか国内からのご視察等は枚挙にいとまない程であり、国の内外における文書館についての認識の深さを痛切に感じるとともに、数年後の開館三十周年を目前に当館の一層の充実に向けて「志ある者は事竟ついに成る」の心境である。そのチャレンジ構想をここに披露したい。昨年来職員の間において練っていたが、新春早々次の三班構成で非公式ながら発足した。◎庁舎班（移転を含め検討）◎運営班（業務運営、組織、制度、広報その他各般の見直しと充実）◎記念行事班（記念出版等行事全般の構想）。今後数年、豊饒の歳月とは言えないが、数百年後の住民が過去を考証することを考慮して悔なきを期し、これを成就、具現させることが現代の山口県に生を得て、県民各位の代人とも思考し得る、えに、しのもと、文書館に勤務している職員一同に課せられた責務であろう。

国会での文書館をめぐる論議



去る10月2日、山口県文書館は参議院文教委員会の4委員（杉山令肇、吉川春子、仲川幸男、高木健太郎氏）の視察を受けました。

その視察報告と文書館をめぐる質疑応答が11月2日同文教委員会で行なわれましたので、同会議録から文書館関係部分について再録し、広くお伝えいたします。なお、編集上の責任は当館にあります。

参議院文教委員四名が山口県文書館を訪問

○杉山令肇君 去る十月二日から四日までの三日間、私ども第二班は山口県に派遣されましたので、その調査結果の概要を御報告申し上げます。

第二班の派遣委員は、吉川春子理事、仲川幸男委員、高木健太郎委員と私、杉山令肇でございます。

まず、調査いたしました施設等の概略について御説明いたします。一日目は、山口県庁において、中村恒易副知事、高山治教育長等より県全般の教育行財政の状況と今後の施策について説明・要望を受けた後、「ルーベンス」展を開催している県立美術館を訪れ、日本初公開の絵画に魅了されるとともに、県民の美術への関心の高さに驚かされました。次に毛利家を初めとする県内の古文書・県政発足以来の行政文書等の収集、保存、閲覧を行っている山口県文書館を視察し、文書館の設立経緯、役割及び資料の保存方法等について説明を受けましたが、保存中の古文書の傷みが進んでいるもの、予算の制約からその補修がなかなかかどらない悩みが述べられました。最後に国宝に指定されている瑠璃光寺の五重塔を視察しました。（中略）

以上、調査箇所の概略を申し上げましたが、次に現地で強調された問題、要望等について御報告申し上げます。

文書館法の早期制定を山口県文書館から要望

次に、山口県文書館からは文書館法の早期制定について要望がありました。欧米諸国を初め大多数の国々は文化施設の設立、運営の



議員 山田昭三

ために、図書館法、博物館法及び文書館法を制定しておりますが、我が国では文書館法だけがまだ制定されておられません。現在、開館予定も含めて十六の県立文書館及び類似施設がありますが、各施設での貴重な資料の保存方法、運営等がまちまちであります。このため早期に法律を制定することにより、統一的な国の基準を定めるとともに、施設設備の充実、専門職員の養成と資質の向上等を図る必要があるとの説明を受けました。

どうなっている！文書の保存と供覧の体制は？

○吉川春子君 まず最初に、公文書、古文書の収集、保存、閲覧について伺います。

当委員会が委員派遣で山口県を訪問し、文書館法制定の陳情を受けたことについては午前中の杉山理事の報告の中にあつたとおります。我が国の公文書、古文書の保存についてどういう手だてがとられているのか、文部省、総理府にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員（齊藤尚夫君）現在、各県に置かれております文書館が大体十四館ございます。それ以外のところでは実は図書館が主として図書、文献資料を収集して一般の利用に供することになっておりますが、その機能の一つとして、行政資料あるいは郷土資料の収集ということも入っております、そのような文書館のない

ところにつきましては、図書館に保存をし、利用に供するという形にするように指導をいたしておるところでございます。

○説明員（山田昭三君）公文書館の保存の方法でございますが、公文書館としましては、各省から非常に重要な文書、公文書等をいただいておりますので、目ごろから非常に万全を期しておりますが、そのための措置をいたしましては、受け入れますと、まず虫の害を防ぐために消毒をいたしますか…。

○吉川春子君 技術的なことじゃなくていいんです。公文書をどういう方法でというのは技術的なことじゃなくて、公文書をどうやって保存しているんですか、どこの機関で保存して閲覧させているんですかということですよ。

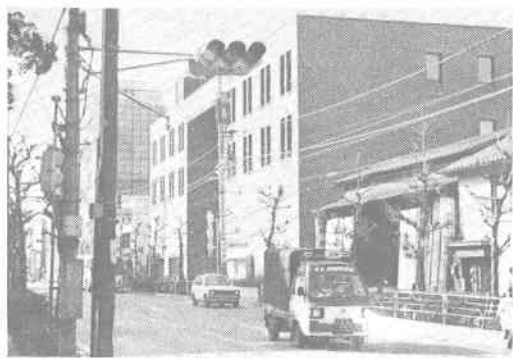
○説明員（山田昭三君）三十年たつた永久保存の文書でございますが、それは各省から受け入れまして、公文書館で保存しております。

好ましくない！文書館のない県での文書保存

○吉川春子君 地方自治体の膨大な公文書の保存はどうなっておりますでしょうか。

○政府委員（齊藤尚夫君）先ほど申し上げましたが、主として歴史的な価値を有するような行政資料、郷土資料等につきましては主として県立の図書館、文書館のない場合についてはそういうところで保存をするというのが常態でございますが、現実には実施しております公文書、特に戦後の文書等につきましては、それぞれ文書課その他のところで保管をしているのが常態ではないかと考えます。

○吉川春子君 埼玉では県や関係者の努力によつて八三年六月に文書館の新館が完成して、空調設備の完備した保存庫に二十七万余点



埼玉県立文書館。県議会の真裏にある。

の古文書、明治以降の膨大な行政文書が収集保存されています。

お話を伺いますと、関係者の方々の意欲的な資料の収集、分類、復元、保存、県民の日を挟んで特別展や講習会の開催など、文書館の果たす役割が地道ではあるが地域の文化に資するところが大であるという感じがしました。

中でも学校教育、社会教育で郷土出展の古文書や生の行政文書を取り入れている、そのために文書館として資料の提供や授業案への検討を行っていることなどは生きた教育をする上で非常に大切なことであるわけです。こういった文書館が今のお話では全国に十四しかない、あとは図書館で細々とやっているということですが、こういう実態についてちょっと好ましくないんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員（斉藤尚夫君） 古文書等を含めまして行政資料あるいは郷土資料の散逸を防ぐということは大変重要な課題であると考えておるわけでございます。そういう意味でその保存の方法といたのを各自治体が的確に判断をされて対応されることが望ましいわけで

ございます。先ほど御説明いたしましたように、文書館等のないところにつきましては、そのような観点から図書館等にその保存をお願いするように指導いたしているところでございます。

どう処理する？文書館法要求の学術会議勧告

○吉川春子君 図書館での古文書、公文書の保存というのは本来の仕事ではないわけで、おっしゃるように非常に不十分なわけです。現在、全国に文書館あるいは歴史館あるいは設立準備段階で二十ほどあるわけですが、文書館法といった法律がないためにいろいろの不都合があり、そういう中でもいろいろな自治体が頑張っているわけですが、文書館法の制定についてこれまで学術会議が何回か勧告を行ってきたわけですが、この勧告はどのように処理されているんでしょうか。

○政府委員（加戸守行君） 学術会議の方から勧告ございました中でも、特に古文書の関係につきましては、当文化庁といたしまして古文書の保存、活用という点に力を入れまして、昭和四十九年に文化財保護審議会の中にも古文書部会を新たに設けまして、古文書の指定、保存ということに力を尽くしている次第でございます。またそれとあわせて、昭和四十七年には国庫補助事業といたしまして古文書の調査ということを全国的に実施いたしました。現在そういった各地におきます歴史民俗資料館等におきまして古文書の保存、活用を図るような対応をしたような次第でございます。

○吉川春子君 文化的な価値があるものとか、文化庁が指定なさるものについてはいいんですけれども、それから外れる膨大な行政文書あるいは古文書があるわけで、そういうものを収集、保存するた

めの文書館法を制定せよ、こういうのが学術会議の勧告なんですけれども、その点についてはどうでしょう。

むずかしい！文書館の諸タイプと性格の法的位置づけ

○政府委員（斎藤尚夫君） この件につきましては、昭和五十六年に本委員会に請願が出されておりました、文書館法の制定方の請願がございました。それに対する政府側の考え方でございますが、地方公共団体における各種文書・記録類の保存等のための施設を設置することは、当該地方公共団体の自主的な判断により行うことが本来であると考えるが、国としても技術的な側面での指導、助言等必要に応じて協力する考えである。、こういう考え方で現在進めているわけでございます。



吉川春子 議員

現に各県に設けられております文書館でございますが、いろんなタイプがございます。一つは、今お話のございましたような、国立にもございますような公文書館のタイプのもの、行政文書を中心にしまして、行政資料だとか刊行物だとか、それを中心にしてその他の文献資料を集めているというもの、それからもう一つは、文書館タイプといまして、これは主として民間の古文書、それから歴史的な価値のある行政文書等を収集して保存しているもの、それからもう一つが、いわば資料館タイプといえますか、主として歴史的価値を有する文

書、これは行政的にも、それから民間のものでも両方含むわけでございますが、それに加えまして、民具であるとか美術工芸品等民俗資料なども一緒にしまして、それで資料館をつくっている、いろんなタイプがあるわけでございます。

文書館の性格をどのようにしていくかということによって法律的な考え方、位置づけも違ってまいりますし、またこれに対する各省の対応の仕方も、これに関連する省庁、非常に多いわけでございますが、対応の仕方も違ってまいりますので、そういう状況でございますので、文部省といたしましてはこの問題には慎重に対応するという考え方に立っているわけでございます。

まだ定かでない！文書館の法的性格と取扱い省庁

○吉川春子君 今、民俗資料館とか文書館とかあるいは図書館とか公文書館とか、いろんな形でそれぞれそれぞれに対応しているわけで、そこから漏れるものもいっぱいあってそこが問題なんです、もう一つは、古文書を保存、収集する上では、諸外国ではアーキビストと言って専門家がいますね。図書館の司書に当たるようなものなんです、それで本当に保存すべき文書か、あるいはもう廃棄していい文書かを判断したり、あるいは古文書なんかはぐしやぐしやになつていきますから、そういうものをきちんとまた復元してきれいにして長い間保存できるようにする、こういう技術を兼ね備えたそういう人がどうしても必要なわけで、日本には法律がないからそういう専門職も制度として位置づけられてはいないわけなんです。そういうことを考えますと、ぜひとも専門家を養成して、そういうものをきちんと保存できるように体制を整えていくというこ



来館の文教委員とポーチであいさつ

とも法律をつくる上で非常に重要だというふうに思うわけです。日本は古文書の数は世界

一と言つていくくらいたくさんある、しかも和紙ですからある程度保存もよくなされているわけだけれども、諸外国では文書館法というのが必ずあつて、先進国と言わずとも、植民地であつたような国までそういうものが備えられているのに、なぜ日本

において文書館法というのが長年の関係者の努力によるにもかかわらず制定されないのか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(齊藤尚夫君)

大変難しい御質問でございますが、私

ども現在の段階で考えますときには、文書館の法的な性格といひますか、先ほど申しましたように、公文書を中心として構成していくのか、それとも日本には古来からございませうな大事な古文書を中心と考えていくのか、その辺の性格づけが必ずしも明確にならぬい実態があるわけでございまして、その性格づけのいかんによつて、これを所管すべきあるいは共管ということになるかもしれません、省庁の対応が違つてくるわけでございまして、そういうことでこの

問題は大変難しい課題だと考えているわけでございます。

早急に措置を、ぜひ文書館の法制定と窓口省庁を

○吉川春子君 ちよつと大臣にお伺いします。

文教委員会でも以前にもこの問題が取り上げられまして、文部大臣も前向きに検討するというお答えをなさつておられるわけですが、要するに公文書であろうと古文書であろうと、それを責任持つて保存、収集、閲覧させるといふこの窓口が今、非常にあいまいなわけなんです。私はぜひ文部省が中心になつて、こういうものを今後の課題として法律制定ということとあわせてやつていただきたい。今きちんとしなければもう取り返しがつかないような状態で、散逸してしまふわけですからね。早急に手を打たなければならぬと思つて、すけれども、自治省にも伺いましたら、自治省は窓口もないし、答弁は勘弁してくれと言われましたけれども、そういう状態なものですから、ひとつ対応する役所だけでもはっきりと決めるように御尽力いただきたいと思つて、いかがでしょうか。

○国務大臣(松永光君)

国の行政に関する公文書その他の記録に

関しましては、その保存、閲覧に供する施設等のために国立公文書館法というのができて、それに基づいて国立公文書館が設置され、そこで対処しておるわけでありませう。

問題は地方の分でありませうけれども、これについて、地方のことでありませうから地方自治との関係もあるわけでありまして、この事柄を大事にする県は県立の資料館あるいは古文書館等々をつくつて、そして保存等が図られておるわけでありませう。

そこで、その地方の分について中央政府の側で法律をつくつて何

かするということをしるという御要望のようでございますが、結局これはなかなか難しい問題がある。それは、どの省庁が中心にやるか、非常に多岐にわたる問題でもありますので、これは文部省としてはまだこうするということを言う段階ではありませんで、なお慎重に対応しなければならぬと考えているわけでありませぬ。ただ、地方の行政に関する文書その他でありまして、文化的な遺産である、あるいは学術上貴重な資料である、そういったものにつきましては必要に応じて助言等、技術的な協力その他で応援をしておるわけでございます。歴史的、学術的に価値の高い古文書等についてはそういう措置で保存を図っておるところでございます。

酸性紙対策も必要！ 文化的遺産の継承のため

○吉川春子君 ちよつと時間がないのでそれ以上突っ込めないのが残念です。

私、ここに一八七四年発刊の有機化学の本を持っているんですけども、これちよつと大臣に見ていただきたいのですけれども、お願いします。(資料を手渡す)

これは実は酸性紙を使っております。酸性紙は百年たたないうちにこのようにぼろぼろになってしまつて、もう本としての価値がなくなつてしまふわけなんです。今、日本の和紙は千年以上もつんですけれども、明治の中期から使われ出した酸性紙はもう百年たつとそういうような状態になってしまふ。ずつと明治の中期から今日に至るまで酸性紙でもつていろいろ公文書その他の文書が出されてくるわけですけども、この対策を早急にやらないと、この間の文化的遺産も将来においては全くその姿を消してしまうという深刻な

事態になるんです。この酸性紙の対策について、アメリカでは既に五千冊を一遍に酸を抜くような設備をこの秋から建設をいたしました。八八年にはメリーランドで完成するということも聞いておりますが、今ある酸性紙の対策と、それからこれから出していく公文書その他については酸性紙ではなくて中性紙あるいはもつと長くもつ紙を使うというような問題について、至急検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 幸いなことに、日本古来の手すき和紙、非常に長持ちのするものでございまして、いわゆる古文書、歴史的あるいは芸術的価値の高いものにつきましては保存がかなりされてるわけでございますし、また修復自体も和紙を使うという形で保存を行つております。ただ、現在の出版物、先生御指摘ございましたように酸性紙のものでございます。それが大部分でございます。そして将来そういったものがまた価値を持つ、あるいは保存されるべき必要性のあるもの、相当あるわけでございますが、そういった耐久性の点について問題があるという点につきましては既に製紙業界の方にも反省といひますか、それに対する取り組みの姿勢も見えてるわけでございます。中性紙による紙質の変化というようなことも進められてるようでございます。所管といたしましては通商産業省の所管になるわけでございますが、そういう将来の記録保存といった趣旨からの観点に基づく対応というのを当方としても期待をしている次第でございます。

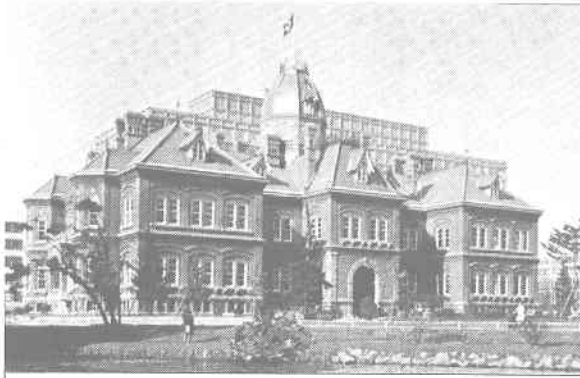
○吉川春子君 文書館等に関する質問はそれまでにいたします。

(註)政府委員齋藤尚夫は文部省社会教育局長、説明員山田昭三は国立公文書館次長。

赤煉瓦の文書館開館

— 北海道文書館開館式に出席して —

館長 宮本 幹雄



北海道立文書館

写真は昨年七月十五日にオープンした都道府県立としては十番目の北海道文書館です。開館式は、このアメリカン・ネオ・バロック様式の旧北海道庁本館が起工されてから丁度一〇〇年目の、記念すべき意義深い日に盛大に行なわれ、感慨ひとしおなものがありません。

歴史を、更には私共の努力の足跡を、正確に次なる時代に伝承いたし得るもの、それは

化学の発達が「秒進、分歩」の時代であると言われている今日においても、矢張り文書による記録であり、この文書を末永く、幾久しく保存する機関である文書館が北海道において誕生したことは総べての日本国民の喜びであり、ご同慶に存ずる次第です。

さて北海道文書館の概要ですが、庁舎は重要文化財で由緒ある赤煉瓦の旧北海道庁本館の二階部分がそっくり使用されています。先づ所蔵資料は安政年間における箱館奉行所時代から、北海道庁が成立した明治十九年前後までの、約三十年にわたる間の公文書綴約二、〇〇〇点を中心に、江戸時代後期から明治の初期までに作成された地元の地誌、紀行、日誌等の木版本や写本等約二、三〇〇点、刊行物等では道庁が発行したものの約三、〇〇〇点、道内市町村が発行したものの約五、〇〇〇点、道内市町村誌等の参考図書類約五、七〇〇点、写真、録音テープ等約二、七〇〇点の他、私文書では道南、道東で活躍した実業家であり政治家でもある、根室市の柳田藤吉氏とその子孫の文書約五、〇〇〇点等など、主として北海道開拓の歩みを伝える、総数約二五、〇〇〇点に及ぶ貴重な史料が収集保存されています。

次の目玉は「文書が語る北海の歴史」をテーマとした常設展示室です。規模は面積が二二二㎡で展示ケース及びパネル一七、モニタ一テレビ三台、地形模型等が設置されており、その内容は北海道開拓の初期に当る明治二年～十五年の間の開拓使時代の施策や農漁村、都市に住む人々の姿を紹介した「開拓使の時代」、重要文化財である赤煉瓦庁舎の歴史を紹介した「特別コーナー」、文書館の働きと歴史の解明に必要な文書の役割や、保存の大切さを解説し更に、国内、国外の文書館を紹介した「文書館の働き」の三部門で構成されています。

ご旅行の際には史実に基づく北海道の歴史を是非ご高見ください。

文書館運動の新しい波

— 全史料協神戸大会参加記 —

副館長 広田 暢久

発表の要旨

昨年七月、兵庫県的主要で全史料協大会は神戸市で開催された。大会

テーマの一つが「文書館と図書館・博物館との関連について」であった。このテーマには、私がこれまで関係して来いたので「ぜひ発表したい」と事務局に申し入れ、追加発表が許された。

私の大会発表の要旨は、「図書館は図書を集し利用を図る。博物館は資料を収集し展示

する。文書館は文書を集し利用を図る機関である」ということであつた。なんだ、あたりまえのことではないか」といわれそうだが、私は山口県の文書館と図書館を例にとつて、図書館の郷土資料室問題をめぐる、このことをはつきり認識できるまでに、十年以上の歳月を要したことを発表した。

新しい波

全史料協の大会に、私が出席したのは五年ぶりであつた。大会参加者が二百人に近かつたこの大会は、盛会であり盛況だつたといつてよいであらう。だが、大会から半年を経過したいま、大会をふりかへつて心に浮んで来ることは、文書館運動も新しい波がうち寄せ、草創期から次の時代に移つたという感懐である。

私が右のように、目から鱗が落ちる思いで新しい波を感じたのは、大会第一日の夜のことである。当夜は懇談会があり、会も盛況裡に終つた。このあと、参加者中の若い人が中心となり、秋葉会長の部屋に押しかけ、二次懇親会がもたれた。私もさそわれるままに参加したが、集つた人は二十名を越えていたと思う。ここでの話し合いに、新鮮な発想と視野の広さに気付き、私は啓発され洗脳されたと思つている。

これまでの大会に、このように若い職員が会長の部屋に押しかけ話し合うということはなかつたと思う。これは一昨年五月に発足した全史料協関東部会の活動の成果であらう。秋葉会長の人徳はもちろんだが、関東部会に結集している若い職員の連帯感の中に、文書館活動の新しい担い手が成長していることを感じた。それは国際化と情報化という二本の足で立つていたように私は思つている。

写真メモ・1985年

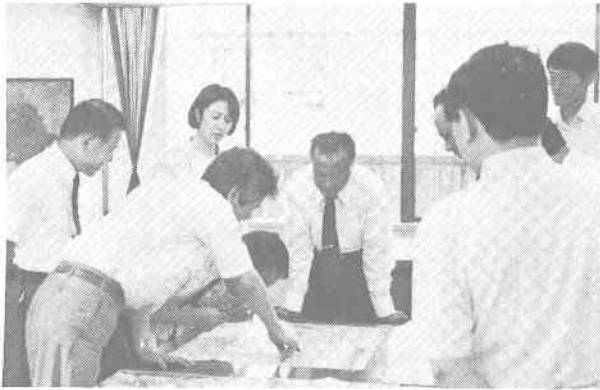


見張らし一変した館建物の北側

当館の北側に隣接していた旧総合庁舎が、この秋に解体撤去された。これによって二階北側の窓から天花方面の山並みまで見通せることになり、また北側道路から館建物の全容が見えることにもなった。

ニイハオノ山東省文物視察団

山口県と友好協定を結んでいる中国山東省の文物視察団が七月二〇日に当館を訪れた。中国は文書館政策に重きをおいており、専門的な質問。当館が特別に展示した江戸時代の山東省地図を見て歓声をあげた。



国会の先生方、モンジヨカンを勉強

参議院文教委員会の杉山令肇（自）、吉川春子（共）、仲川幸男（自）、高木健太郎（公）の視察団一行が一〇月二日、当館を視察。当館では「文書館法の早期制定」を要望する機会となった。（本誌一七頁参照）



館の指定文化財第一号に有光家文書

当館が県指定有形文化財に申請した有光家文書（一二四四点）が一〇月二九日付で指定となった。

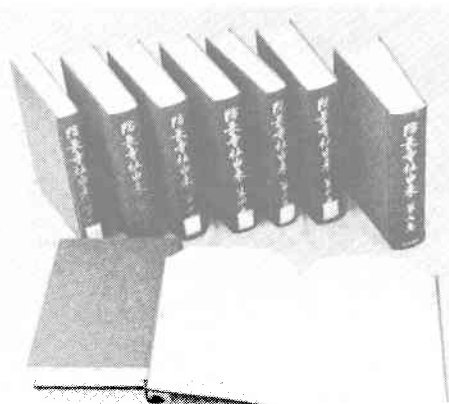
同文書は中世豊浦郡正吉郷の在地領主文書である。早速、館ではその補修を予定している。



『防長寺社由来』全七巻を完結

『防長寺社由来』全七巻の刊行事業に昭和五六年度から取組んできていたが、ようやくこのほど最終巻の刊行をみるに至った。

このたびの第七巻は支藩領（岩国・徳山・長府・清末）を内容とし、全七六六頁。四百数十帖を収載。



静かなブームの古文書講座盛況

今年度の館主催の古文書読解講座は新南陽市で11月から12月にかけて開催。また生涯教育センター主催のそれにも全館員が講師として従事。

遠方からの受講希望者も多く、静かな古文書講座ブームを呼んでいる観がある。



お知らせ・ご案内

閲覧室で毎月の小展示

閲覧室の入口で月間の小展示を行なっております。最近の展示は次のとおりです。

- 8月 丙申丸の建造
 - 9月 忍者と忍法書
 - 10月 ロシアの接近
ハワイ移民
 - 11月 ハワイ移民
 - 12月 文書と花押
 - 1月 年賀状むかしむかし
 - 2月 明治期県庁高官の印章
 - 3月 前代女性の教養と手紙文
- なお、展示の案内は、教育庁発行の『教育だより』（月刊）で行なっております。

『行程記』の利用について

毛利家文庫の『御国廻行程記』（防長二州）と『行程記（萩）江戸』をフィルム化（カラー・モノクロ）し白黒写真帳（B4判）を用意しました。

この措置は、原本の損傷、磨耗、退色を防ぐためです。これにともない原本の閲覧利用は停止させていただいております。

地方調査員への情報と協力を

当館では県内に一二名の地方調査員を委嘱して、各地に残る旧家文書や村落文書の所在調査に当たっております。

歴史的な文書の所在や処分について情報や要請がありましたら、最寄りの調査員または当館にご一報ください。

- 大島地区 山根勝・柳井市瀬戸側
☎〇八二〇二一三一〇七七
- 玖珂北地区 渡隆光・玖珂郡美和町下畑
☎〇八二七九一七一〇四二三
- 玖珂南地区 福本幸夫・柳井市馬皿新國清
☎〇八二〇二一四七〇七
- 熊毛地区 金谷匡人・熊毛郡田布施町麻郷
☎〇八二〇五一一五一一〇一
- 都濃地区 清水素・徳山市代々木通
☎〇八三四一三一六七五五
- 佐波地区 脇正典・防府市南松崎町
☎〇八三五一一三三七〇六一
- 吉敷地区 山口県文書館・山口市後河原
☎〇八三九一二四一二一七
- 厚狭地区 高橋政清・小野田市西高泊郷
☎〇八三六八一三三四四二二
- 豊浦北地区 石城和雄・豊浦郡豊浦町川棚
☎〇八三七七一四一二四三三

豊浦南地区 利岡俊昭・下関市古屋町二丁目
☎〇八三一五三三三七三三

大津地区 村田菊雄・大津郡油谷町東大坊
☎〇八三七三二二一〇二三五

阿武西地区 樋口尚樹・萩市堀内二区
☎〇八三八二二二一〇二八三

阿武東地区 福永義晴・阿武郡川上村
☎〇八三八五四二二五二五

ご連絡あり次第、調査に赴きます。

編集後記

文書館を知っていただくとは、まず何よりも「文書館」を「モンジョカン」と読んでいただくこと。当誌『文書館ニュース』も、そうした役割を荷って二〇号。

館と外界をつなぐ広報誌としてどうあるべきか。各方面からのアドバイスや注文をお待ちしております。

文書館ニュース 第二〇号

昭和六一年三月一〇日発行
山口県文書館 電話〇八三九②四二二一六
千七五三 山口市後河原松柄一五〇一一